

第1章 東京の自然公園の現状と課題

第1章 東京の自然公園の現状と課題

1 東京の自然の状況

東京では多摩部の山地から丘陵地、台地、低地、そして東京湾を経て伊豆諸島や小笠原諸島まで、多様で豊かな自然環境が見られます。山岳・渓谷の変化に富んだ景観、火山や海洋の影響を受けたダイナミックな景観、独自の進化を遂げた動植物や生態系など多種多様な自然環境等に触れることができます。

また、林業景観や山上の集落景観、地域の自然の恵みと密接な関係のある産業や寺社・城跡等、自然と人の営みの関係、自然と文化のつながりを感じさせる風景等に触れることもできます。



《東京の自然の立地（本土）》



《雲取山》



《御岳山 七代の滝》



《秋川丘陵》



《東京の自然の立地（島しょ）》



《大島 三原山》



《利島 宮塚山》



《新島 羽伏浦》



《式根島 泊海岸》



《神津島 天上山》



《三宅島 大跡池》



《御蔵島 鈴原湿原》



《八丈島 大湯浦》



《小笠原 北硫黄島》



《小笠原 母島》

現在、都は在来種を利用した植栽の推進、希少種の保全、生物多様性の普及啓発など、生物多様性に配慮した緑の創出や自然環境の保全を進め、生き物と共生する都市づくりを進めています。

また、様々な自然体験活動により、都民や民間事業者の間に生物多様性保全の気運が醸成され、多様な主体が連携した自然環境保全・回復活動が進むよう、取り組んでいます。

しかし、東京の自然環境は少しずつ失われてきています。2013年（平成25年）のみどり率は、2008年（平成20年）と比較して区部で初めて上昇しましたが、多摩部では低下幅が縮小しているものの、都全域ではほぼ横ばいとなっており、長期的に見ると緑が減少している状況です。

	調査年	みどり率（用途別）				みどり率合計
		公園・緑地	農用地	水面・河川・水路	樹林・原野・草地	
都 全 域	2003年	3.3%	4.4%	2.6%	42.2%	52.4%
	2008年	3.5%	3.9%	2.5%	40.8%	50.7%
	2013年	3.7%	3.7%	2.5%	40.6%	50.5%
	2008年-2013年変化	0.2	-0.2	0	-0.2	-0.2
区 部	2003年	5.2%	1.4%	4.7%	8.7%	20.0%
	2008年	5.4%	1.1%	4.6%	8.5%	19.6%
	2013年	5.6%	1.0%	4.5%	8.7%	19.8%
	2008年-2013年変化	0.2	-0.1	-0.1	0.2	0.2
多 摩 部	2003年	2.3%	6.0%	1.4%	60.0%	69.8%
	2008年	2.5%	5.4%	1.4%	58.0%	67.4%
	2013年	2.8%	5.1%	1.4%	57.8%	67.1%
	2008年-2013年変化	0.3	-0.3	0	-0.2	-0.3

《東京のみどり率の推移》 ※四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

2 東京の自然公園の現状

2.1 自然公園制度

【制度目的】

自然公園は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」といいます。）に基づき「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」（法第 1 条）を目的として指定される公園で、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の 3 つの種類があります。

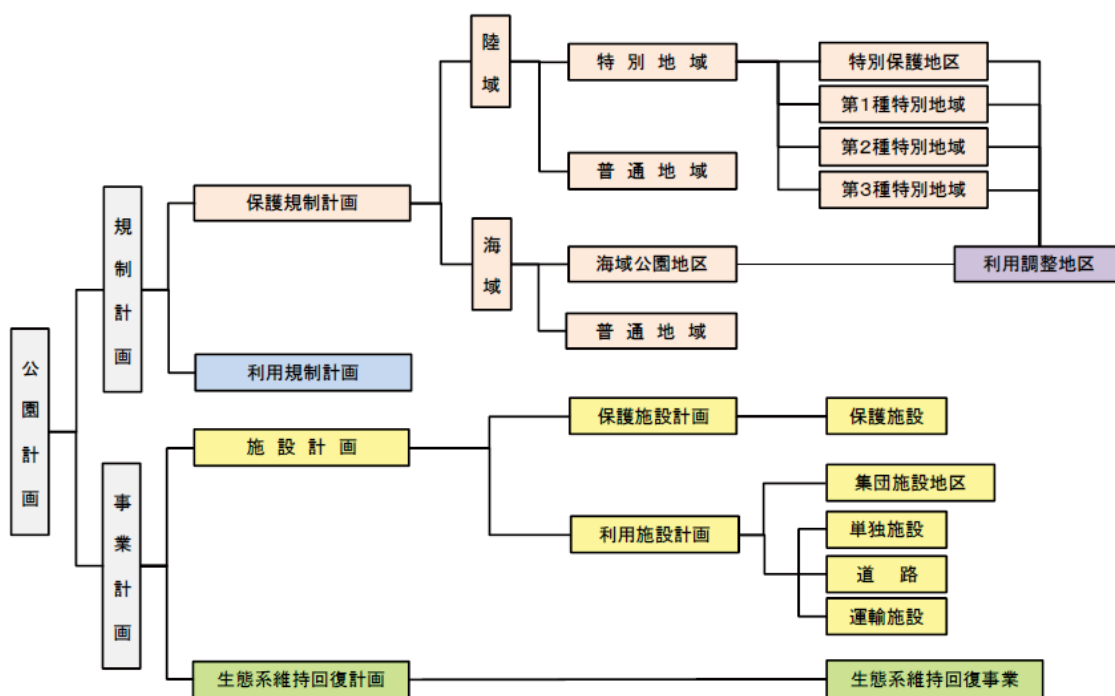
種類	定義	計画の決定		執行	
		区域等	公園事業	許認可・指導	公園事業
国立公園	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地	環境大臣が、関係都道府県、審議会の意見を聴いて決定	環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定	行為の種類・規模、地種区分により環境大臣又は都道府県知事が実施	国が実施 ※公共団体は環境大臣に協議の上実施、国及び公共団体以外の者は環境大臣の認可を受け実施
国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地	環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定	都道府県知事が決定	都道府県知事が実施 ※ただし、特別地域のうち国際的に重要な保護地については環境大臣と協議	都道府県が実施 ※公共団体は、都道府県知事に協議の上実施、国及び公共団体以外の者は都道府県知事の認可を受け実施
都道府県立自然公園	優れた自然の風景地	都道府県知事が、関係市町村、審議会の意見を聴いて決定	都道府県知事が、審議会の意見を聴いて決定	都道府県知事が実施	

《各自然公園の制度》

【公園計画】

自然公園では、公園ごとに公園計画が定められて事業が行われます。

公園計画には、公園内で行うことができる行為を規制することで自然環境や景観を守るための「規制計画」と、適正な利用の増進や生態系の維持・回復等に必要な施設整備や対策に関する「事業計画」が定められます。



《公園計画体系図》

出典：環境省ホームページ

【土地所有】

日本の自然公園制度は土地の所有にかかわらず、区域を指定し開発行為等に対する規制を行うことで緑地を担保する、地域制緑地と呼ばれる制度となっています。

そのため、我が国の自然公園の管理に当たっては、土地の所有者の協力や理解を得ながら規制や事業を進める必要があります。

種別	土地所有区分別面積								調査未了 (ha)	合計 (ha)
	国有地		公有地		私有地		所有区分不明			
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)		
国立公園	1,294,015	61.2	263,102	12.4	542,905	25.7	1,074	0.1	13,902	2,114,998
国定公園	620,181	43.7	198,791	14	600,284	42.3	286	-	-	1,419,542
国立・国定公園小計	1,914,196	54.2	461,893	13.1	1,143,189	31.2	1,360	0	13,092	3,534,540
都道府県立自然公園	501,772	25.5	217,116	11	917,841	46.7	65,297	3.3	265,196	1,967,222
自然公園合計	2,415,968	43.9	679,009	12.3	2,061,030	37.5	66,657	1.2	279,098	5,501,762

※2016年（平成28年）3月31日現在（注：再検討の終了していない公園等では、土地所有別面積と公園面積合計が一致しない場合もある。）

《全国の自然公園における土地所有区分》

2.2 東京の自然公園の歴史

【自然公園制度の歴史】

我が国における自然公園制度は、1931年（昭和6年）の「国立公園法」の制定により誕生し、制度目的は、時代を追うごとに拡大してきました。

戦前は、国立公園の指定は、原始性の高い山岳の大風景地や伝統的風景観に基づく名勝地などにとどまっていたましたが、時代が進むとその対象は海域や湿原まで広がってきました。

また、1957年（昭和32年）には「国立公園法」が「自然公園法」に変わり内容も拡充され、その後、法の目的に生物多様性保全が追加されるなど、自然の風景地の保護と利用のために少しずつ制度が拡充されてきました。

【東京における自然公園事業の産声】

1932年（昭和7年）、内務省に設けられた東京緑地計画協議会により東京府及びその周辺区域を含む「東京緑地計画」について調査・研究がなされ、この中で、優れた風景地に利用のための最小限の施設整備を行う「景園地」が定められました。1935年（昭和10年）、東京府内において日原、御岳、秋川、高尾、滝山、大島など12か所約9.5haの指定がされました。同時にこれらの景園地を結ぶ行楽道路も決定され、東京府等により都内各地で園地、展望施設、道路等の整備事業が進められました。

また、同じ時期、東京市により、伊豆大島に大島公園が整備されました。この景園地事業と大島公園整備事業の2つが、東京における自然公園事業の萌芽と言えます。

【東京の自然公園の変遷】

国立公園等の指定や事業については、1936年（昭和11年）2月1日に富士箱根国立公園等が指定されて以降、戦争による長い中断がありましたが、都内では初めて、1950年（昭和25年）に「秩父多摩国立公園」が指定されました。

一方、この時期、戦後の荒廃の中で、美しい風景に対する再認識等から、その保護・利用に対する機運が高まり、国立公園の制度に倣って、国内各地の自治体において地域制の自然公園条例が設けられ、自治体独自に自然公園を指定しようとする動きが見られました。

東京都においても、市街地の拡大に伴い郊外の代表的な風景地を保護育成する必要が高まり、1950年（昭和25年）に「東京都立自然公園条例」が定められ、1953年（昭和28年）までに滝山など9か所の都立自然公園が指定されていますが、江戸川水郷自然公園を除く他の8か所は先述した「景園地」の区域を引き継いだものです。

1957年（昭和32年）に定められた自然公園法には条例制定についての規定が新たに入り、これに基づき都は、1958年（昭和33年）、現在の条例の元となる東京都自然公園条例を制定しました。新法の下、1964年

(昭和 39 年)、伊豆諸島が富士箱根伊豆国立公園に編入され、1967 年(昭和 42 年)には明治の森高尾国定公園が都立自然公園から格上げされました。また、1972 年(昭和 47 年)には小笠原国立公園が指定されました。

昭和 40 年代後半、自然公園区域のみならず、都内の至る所で、市街化の進行や丘陵地の開発が進みました。1975 年(昭和 50 年)、東京都公園審議会において都立自然公園についてもその在り方が議論され、都市計画法の市街化区域における指定を解除する一方、特に重点的に保護を行う区域については公有地化の促進を図ることが基本方針として整理されました。

具体的には、貴重な自然が残っている丘陵地を対象として、都市計画法に基づく都市計画公園・緑地として保全し、緑や地形を損なわない範囲で利用するという方針の下、公有地化を進め、「保全緑地公園」、後に「丘陵地公園」と呼ばれる都市公園として保全を図ることとなりました。このような取組により、都立自然公園の一部では、周辺の市街地化が進む中でも主に都市公園区域を中心に豊かな自然環境や良好な景観、風景地などが保護されています。

都内の国立公園内においては、昭和 50 年代以降、「ふるさとと呼べるまち」づくりの一環として宿泊利用も可能な「ふるさと村」や多くの人々が日帰りで美しい自然や歴史的遺産を楽しめる「関東ふれあいの道」の整備が進められました。

2004 年(平成 16 年)には国のいわゆる三位一体改革に伴い、国立公園事業は国が本来行うべき事業として整理されましたが、都の国立公園事業に関する取組の長い歴史を受け、都内においては、国立公園内の施設の整備・管理についても都が、今でも中心的な役割を担っています。

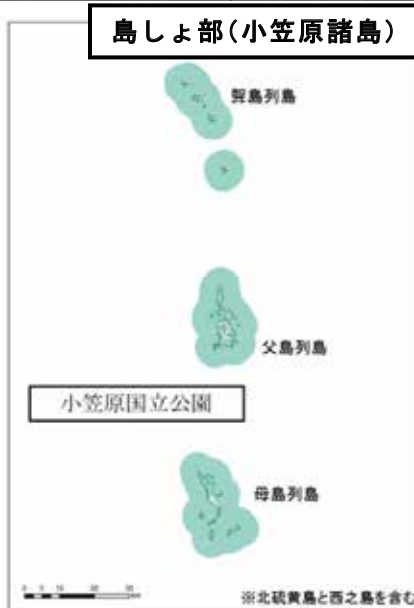
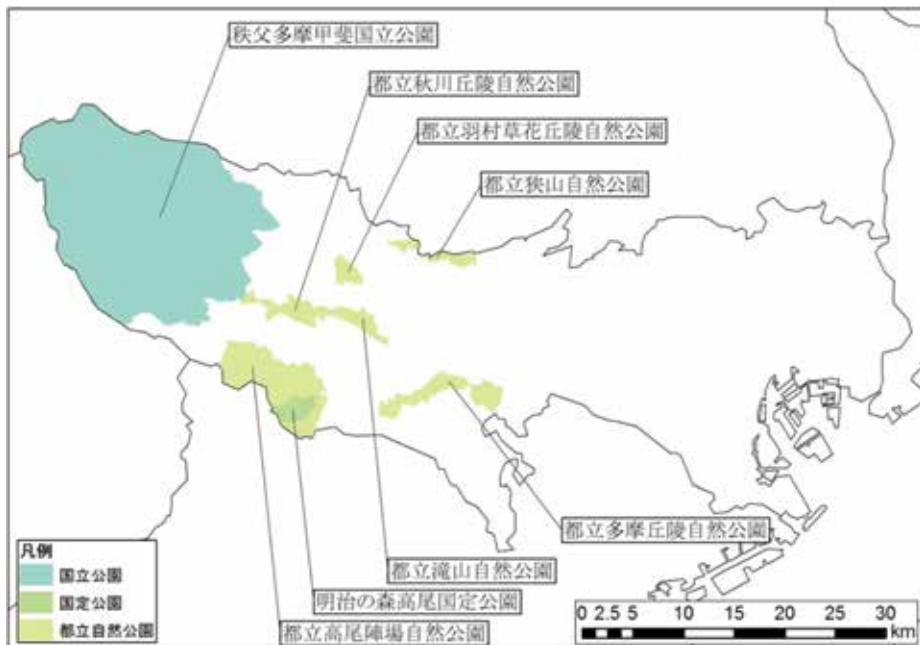
決定区分	名称	区域	面積 (ha)
東京府	下奥多摩景園地	西多摩郡吉野村の全部、福生町・多西村・西多摩村・調布村・霞村・小曾木村・青梅町・三田村・古里村・氷川町の各一部	10,800
	御 岳 //	西多摩郡大久野村・小宮村・檜原村・三田村・古里村・氷川町の各一部	3,710
	秋 川 //	南多摩郡川口村の一部 西多摩郡戸倉村の全部、小宮村・檜原村の各一部	12,500
	高 尾 //	南多摩郡横山村・浅川町・元八王子村・恩方村・堺村の各一部	4,770
	滝 山 //	北多摩郡昭和町・拝島村の各一部 南多摩郡加住村の一部 西多摩郡福生町・東秋留村・西秋留村の各一部	1,670
	南多摩 //	北多摩郡多磨村・府中町・西府村・谷保村の各一部 南多摩郡稲城村・多摩村・鶴川村・由木村・七生村・日野町の各一部	4,080
	武蔵野 //	北多摩郡久留米村・清瀬村・東村山村・小平村・大和村・砂川村・村山村の各一部 西多摩郡福生村・瑞穂村・西多摩村・霞村の各一部	5,580
	南武蔵野 //	北多摩郡狛江村・神代村・三鷹町・調布町・多摩村・小金井町・府中町・国分寺町・西府村・谷保村・立川市・砂川村・昭和町・拝島村の各一部 西多摩郡福生町の一部	4,800
	大 島 //	大島(一円)・岡田村・元村・野増村・差木地村・波浮港村・泉津村の全部	9,120
		計	9 か所
東京市	上奥多摩景園地	西多摩郡小河内村の全部 氷川町の一部 山梨県北都留郡円波山村の全部 小菅村の一部 同県東山梨郡神金村の一部	27,400
	日 原 //	西多摩郡氷川町の一部	8,580
	狭 山 //	西多摩郡瑞穂町・福生村の各一部 北多摩郡村山村・大和村・東村山村の各一部	1,550
		計	3 か所
合計		12 か所	94,560

《東京府内の景園地 1935年(昭和10年)》

2.3 東京の自然公園の状況

【多様で豊かな東京の自然公園】

東京都には、現在、3つの国立公園（秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園）、1つの国定公園（明治の森高尾国定公園）、6つの都立自然公園（都立滝山自然公園、都立高尾陣場自然公園、都立多摩丘陵自然公園、都立狭山自然公園、都立羽村草花丘陵自然公園、都立秋川丘陵自然公園）があります。自然公園の東京都総面積に占める割合は約36%の79,882haとなっており、これは全国2位の面積率です。東京の自然公園は山地から丘陵地、台地・低地を経て海へと続く多摩部と区部、あるいは火山活動に由来し、海洋の影響を受けて成立した島しょ部など、東京の自然の骨格の主要な部分を構成するものでもあります。



《都内自然公園の配置》

また、1つの都道府県の中でこれほど多様性に富んだエリアが見られることは、東京の大きな特徴の1つです。

順位	都道府県名	自然公園面積	主要資源	都県域に対する割合 (%)
1	滋賀県	約 15 万 ha	琵琶湖	37
2	東京都	約 8 万 ha	雲取山～高尾山～狭山丘陵ほか 丘陵地～伊豆諸島～小笠原	36
3	三重県	約 20 万 ha	伊勢志摩、吉野熊野	35
4	富山県	約 13 万 ha	中部山岳、白山	30
5	大分県	約 17 万 ha	耶馬溪、祖母嶺	28
6	山梨県	約 12 万 ha	南アルプス、西沢溪谷、奥秩父	27
7	新潟県	約 32 万 ha	上越山脈、佐渡	25
	全国合計	約 550 万 ha		15 (国土に対する割合)

《都県域面積に対する自然公園面積の割合》

※2016年自然公園の手引きから作成

区分	名称	面積 (ha)	特 性
国立公園	秩父多摩甲斐	126,259	公園の全域は東京、埼玉、山梨、長野の1都3県にまたがり、山々が連なるにもかかわらず、火山が全くないことを特徴とする。 東京都域では、山岳と深い谷からなる自然景観を特徴とし、秋川溪谷と奥多摩湖周辺が主な探勝地となっている。都心から最も近い国立公園であり、ハイキングや登山を中心にキャンプやカヌーなど様々な活動の場として利用されている。
	富士箱根伊豆	121,695	公園の全域は東京、山梨、神奈川、静岡の1都3県にまたがり、富士山、箱根に代表される火山景観を特徴とする。 東京都に属する地域は、伊豆諸島の大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島の8島であり、これらは、都心から南方に点在する火山によって形成された島々で、火山島の景観やそれぞれの習俗など観光資源が豊富である。
	小笠原	6,629	都心から南へ約 1,000km 離れた太平洋上にある小笠原諸島のほとんどが小笠原国立公園に指定されている。小笠原は、「東洋のガラパゴス」と呼ばれるように独特の生物相を持つが、これは大陸と一度も地続きになったことがない海洋島であることによる。陸域や海域の野生動植物が多様であり、南国の大自然を味わうことができる。
国定公園	明治の森高尾	770	八王子市郊外の山麓から高尾山周辺を中心とする。明治百年記念事業の一環として都立高尾陣場自然公園の一部が国定公園として大阪府の箕面公園と同時に指定された。身近に自然を楽しめる公園として多くの都民に利用されている。
都立自然公園	滝山	661	高尾陣場自然公園は、明治の森高尾国定公園を取り巻くように、その他の都立自然公園は山岳地から台地部に向けて掌状に広がる5つの丘陵地を中心として指定。二次林の豊かな自然をはじめとした里山景観が残されているほか、中世の城跡等の歴史的遺構も豊富である。日常的に触れられる自然環境であり環境学習の場やボランティア活動の場としての利用も多く見られる。 また、都立の都市公園としてその自然環境が担保されている場所も多い。
	高尾陣場	4,403	
	多摩丘陵	1,959	
	狭山	775	
	羽村草花丘陵	553	
	秋川丘陵	1,335	

《各自然公園の特徴》



《多様性に富んだ自然公園の自然環境》

【自然資源・人文資源が豊かな自然公園エリア】

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中で、作られた掛け替えのないものです。そうした生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、保全すべきものです。そして、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。

東京の自然公園は自然資源が豊富で生態系サービスの源となっています。

また、希少な動植物の生息地は自然公園に集中し、動植物にとって貴重な場所となっています。加えて、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの源としての活用も注目されています。

 供給サービス (例：食料)	 調整サービス (例：花粉媒介)	 生息・生育地サービス (例：生息環境)	 文化的サービス (例：レクリエーション)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料 2. 水 3. 原材料 4. 遺伝資源 5. 薬用資源 6. 観賞資源 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 大気質調整 8. 気候調整 9. 局所災害の緩和 10. 水量調整 11. 水質浄化 12. 土壌浸食の抑制 13. 地力の維持 14. 花粉媒介 15. 生物学的コントロール 	<ol style="list-style-type: none"> 16. 生息・生育環境の提供 17. 遺伝的多様性の維持 	<ol style="list-style-type: none"> 18. 自然景観の保全 19. レクリエーションや観光の場と機会 20. 文化、芸術、デザインへのインスピレーション 21. 神秘的体験 22. 科学や教育に関する知識

《生態系サービスの分類例》

出典：環境省生物多様性センターホームページ

TEEB報告書普及啓発用パンフレット「価値ある自然」 環境省
TEEB報告書DO 生態学と経済学の基礎

都内の自然公園及びその周辺には、古くからの人の暮らしと結びついた景観や史跡などの人文資源も多く見られます。

寺社・城跡、土木遺産等の歴史的資源や林業等の地域の自然に根ざした産業、あるいは祭事をはじめとする伝統文化など、地域固有の多様な人文資源が多くみられ、自然環境と人との長い年月をかけたつながりを感じることができます。



《歴史的な寺社や土木遺産等の歴史的資源》



《自然に根ざした産業景観や地域固有の文化、物産等》



《古くから見られる集落景観や里山景観等》

【保護を目的とした規制の状況】

自然公園では、自然公園法に基づき、土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採など各種行為が制限されています。行為の規制に当たっては、その自然環境や風致・景観の特性によりゾーンごとに規制の度合い（地種区分）を定めています。

地種区分は、特別地域と普通地域に分けられ、特別地域は更に特別保護地区と第1種、第2種、第3種特別地域の4段階に分けられています。

都内の自然公園の地種区分の指定状況は次のとおりとなっています。

上段（面積：ha）
下段（割合：％）

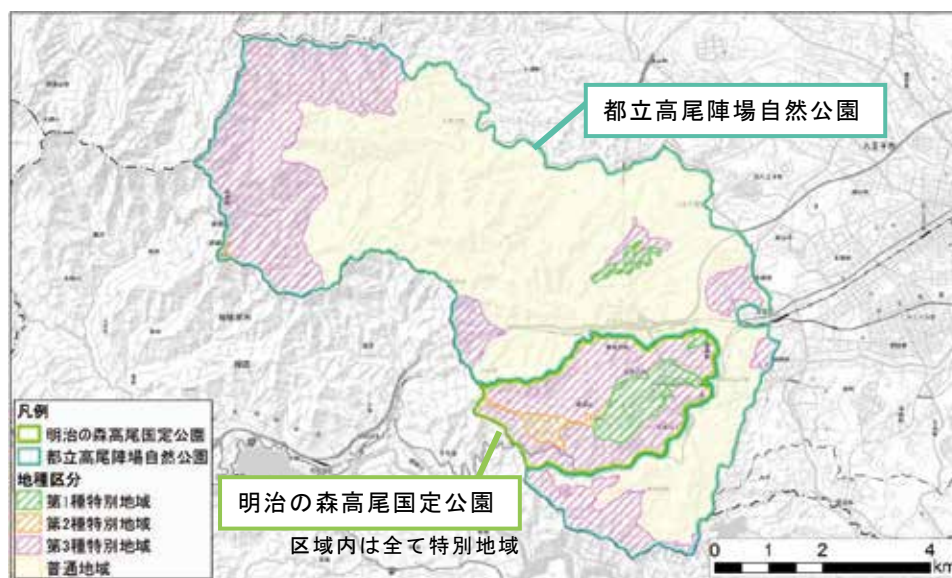
区分	名称	特別地域				普通地域	合計	備考	
		特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域				
国立	秩父多摩甲斐	148 (0.4)	2,539 (7.2)	4,934 (14.0)	7,343 (20.8)	20,334 (57.6)	35,298 —	東京都のみ	
	富士箱根伊豆	大島	1,082 (12.2)	589 (6.7)	1,798 (20.3)	3,926 (44.4)	1,452 (16.4)	8,847 —	東京都のみ
		利島	105 (25.9)	25 (6.2)	241 (59.5)	0 (0.0)	34 (8.4)	405 —	
		新島	174 (6.6)	132 (5.0)	668 (25.3)	1,187 (45.0)	475 (18.0)	2,636 —	
		式根島	240 (13.4)	244 (13.6)	213 (11.9)	996 (55.5)	102 (5.7)	1,795 —	
		神津島	371 (7.2)	560 (10.8)	1,288 (24.9)	2,520 (48.6)	444 (8.6)	5,183 —	
		三宅島	342 (17.5)	182 (9.3)	361 (18.5)	1,022 (52.3)	46 (2.4)	1,953 —	
		御蔵島	20 (0.3)	341 (5.1)	476 (7.1)	4,644 (69.5)	1,199 (17.9)	6,680 —	
		八丈島	4,934 (74.4)	949 (14.3)	534 (8.1)	194 (2.9)	18 (0.3)	6,629 —	
	小笠原	—	144 (18.7)	49 (6.4)	577 (74.9)	—	770 —		
国定	明治の森高尾	—	144 (18.7)	49 (6.4)	577 (74.9)	—	770 —		
都立	滝山	—	—	—	—	661 (100.0)	661 —		
	高尾陣場	—	23 (0.5)	20 (0.5)	1,255 (28.5)	3,105 (70.5)	4,403 —		
	多摩丘陵	—	—	—	—	1,959 (100.0)	1,959 —		
	狭山	—	—	—	—	775 (100.0)	775 —		
	羽村草花丘陵	—	—	—	—	553 (100.0)	553 —		
	秋川丘陵	—	—	—	—	1,335 (100.0)	1,335 —		

《東京の自然公園の地種区分指定状況（陸域）》

多摩地域の自然公園は、規制がそれほど厳しくない普通地域の占める割合が高くなっています。例えば、その割合は、国立公園の普通地域の全国平均が約28%であるのに対し、秩父多摩甲斐国立公園では約58%となっています。このことは、原生的な自然とは異なる、農林業等の人の営みで維持されている自然が区域の大半を占めていることに関係があります。

一方、伊豆諸島では特別地域の占める割合が高くなっています。世界自然遺産でもある小笠原国立公園では最も規制の厳しい特別保護地区の割合が約74%を占めています。

このように、東京の自然公園は、その自然環境や風致・景観の成り立ちの特性により規制の度合いも大きく異なります。



《自然公園の地種区分（明治の森高尾国立公園、都立高尾陣場自然公園）》

土地所有区分についても、例えば秩父多摩甲斐国立公園においては、私有地が全国平均（国立公園 25.7%）に比べ高い割合を占めています。

東京の自然公園は区域の約56%が私有地であり、保護や利用の取組を進めるに当たっては、土地所有者の理解と協力を得ることが重要となっています。

上段（面積：ha）
下段（割合：%）

区分	名称	土地所有区分					備考
		国有地	公有地	私有地	調査未了	合計	
国立	秩父多摩甲斐	406 (1.2)	10,349 (29.3)	24,543 (69.5)	—	35,298 —	東京都のみ
	富士箱根伊豆	878 (3.2)	11,526 (41.9)	15,095 (54.9)	—	27,499 —	東京都のみ
	小笠原	5,404 (81.5)	291 (4.4)	934 (14.1)	—	6,629 —	
国定	明治の森高尾	452 (58.7)	70 (9.1)	248 (32.2)	—	770 —	
都立	滝山	439 (4.5)	801 (8.3)	4,043 (41.7)	4,403 (45.5)	9,686 —	
	高尾陣馬						
	多摩丘陵						
	狭山						
	羽村草花丘陵						
秋川丘陵							
全体		7,579 (9.5)	23,037 (28.8)	44,863 (56.2)	4,403 (5.5)	79,882 —	

《自然公園の土地所有区分》

【広がる利用】

自然公園では、非日常的な風景を楽しんだり、自然の恵みをたんのうすることができます。現在、東京の自然公園には年間約 1,700 万人が訪れており、トレイルランニング、キャニオニング、エコツアーなど利用の多様化が進んでいます。楽しみ方の幅が大きく広がるとともに、海外からの来訪者も増加しています。自然を体感できるアウトドア観光や温泉、寺社仏閣、集落景観など、東京の自然公園は外国人からも魅力的な場所となっていると考えられます。

また、近年では、環境教育のニーズが高まってきたこともあり、東京の自然公園についても環境教育の場としての更なる活用が望まれています。



《川でのボート遊び》



《キャニオニング》



《トレイルランニング》



《かやぶき民家を訪ねる外国人》



《生き物観察会等の自然体験プログラムの提供》



《訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移》

出典：平成 27 年東京都観光客数等実態調査（平成 28 年 5 月）（産業労働局）

【自然公園施設】

都は、公園計画の事業として、自然公園内の歩道（登山道など）、トイレ、休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを整備・管理しています。

また、これらの施設を活用し様々なプログラムの提供を実施しています。例えば、高尾山をはじめ、奥多摩や八丈島などにある 7 か所のビジターセンターにおいて、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、自然教室なども実施しています。



《ビジターセンター(高尾山頂)》



《休憩舎(日の出山頂)》



《トイレ(小仏城山)》



《サイン類(奥多摩)》



《山のふるさと村ビジターセンター》



《山のふるさと村宿泊施設内部》

	トイレ(棟)	休憩舎(棟)	ビジターセンター(棟)	避難小屋(棟)	キャンプ場(箇所)	植物園・動物園(箇所)	歩道(km)
秩父多摩甲斐国立公園	40	32	3	6	1	0	202
明治の森高尾国定公園・都立自然公園	17	20	2	0	0	0	48
富士箱根伊豆国立公園	64	34	2	0	11	1	52
小笠原国立公園	5	10	1	0	0	0	32
合計	126	96	8	6	12	1	334

※ 歩道は都事業執行分のみ

《東京都の自然公園施設数（2016年（平成28年）4月1日現在）》

【近年の特色ある取組】

都は、自然の保護と適正な利用を図るため、様々な取組を行っています。島しょ部の一部地域では、観光利用が急増し、島固有の貴重な生態系や地質等への悪影響が懸念されたため、利用者数の調整や認定ガイドの同行などの工夫を凝らした東京都版エコツーリズムを2003年度（平成15年度）から小笠原諸島に、2004年度（平成16年度）から御蔵島において導入しています。

また、2004年度（平成16年度）からは、多摩地域と小笠原諸島に巡回や利用に関する案内や指導等を行う東京都レンジャーを配置しています。

さらに、2015年（平成27年）3月には、利用者の増加や多様化が進む中、互いに快適に過ごせ、自然環境への影響を少なくするため利用形態に応じて守るべきマナーについて「自然公園利用ルール」を策定し、2016年度（平成28年度）から運用しています。



エコツーリズム実施状況



過去の状況（赤土が流出）



現在の状況（植生が回復）

《植生回復事業（南島）》



巡視状況



ははしま丸下船時の靴の泥落とし

《東京都レンジャーによる活動》



《自然公園利用ルール》

【民間との協働】

自然公園の管理については民間事業との協働も行われています。自然公園のPRやイベントの実施のほか、ボランティア活動等に必要な物品等について支援を受けています。



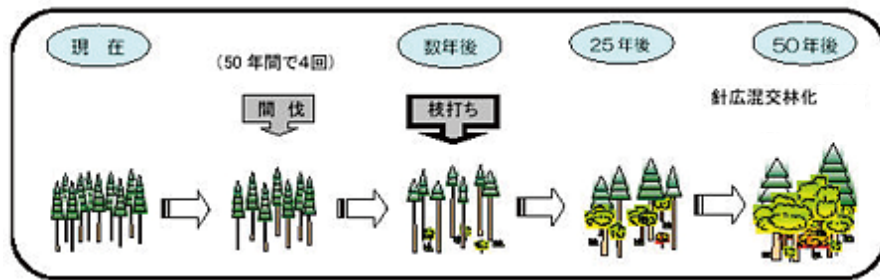
《イベントにおける協働》 《民間事業者によるボランティア活動に対する支援》
 (小笠原諸島世界自然遺産登録5周年記念) (帽子等の提供など)

【自然公園事業以外の取組】

都は2002年度(平成14年度)から、多摩の森林再生事業を50年間の計画で実施しています。この事業は、木材生産の場だけではなく、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる森林の働きを回復するために、手入れが遅れている人工林を所有する山林所有者と協定を結び、東京都が全額費用を負担して間伐を実施しています。将来的には、針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指しています。

加えて、2016年度(平成28年度)からは、土壌への水の浸透を高めるための枝打ち事業を実施しています。

その他にも、森林循環(伐採・利用・植栽・保育)の促進や水道水源林の保全、都市公園における都民協働による樹林地等管理や道路整備など様々な事業に取り組んでいます。



《多摩の森林再生事業》



《水道水源林の保全》



《道路整備 多摩川南岸道路(城山)》

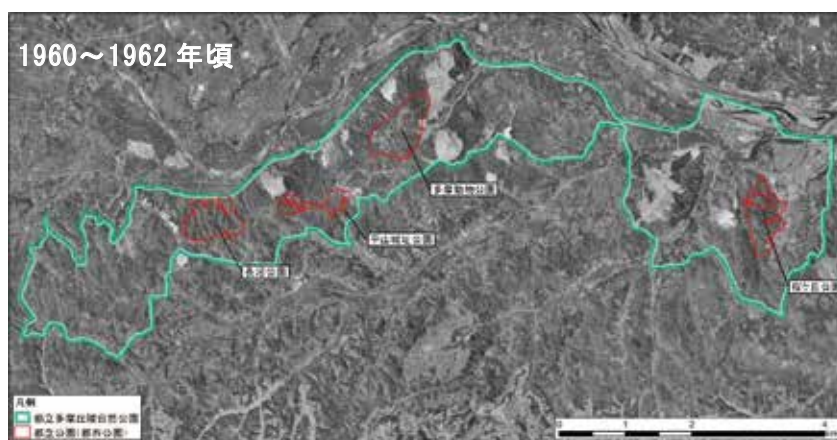
3 課題

3.1 自然・風景地の保護に関する課題

【宅地化の進行】

自然公園区域には、鳥獣保護区、近郊緑地保全区域等、様々な規制が重複している所もあり、これにより、豊かな自然環境や良好な景観、風景地などを保護することとしています。

しかし、都心に近い丘陵地では、宅地開発が広がり、緑が失われる状況となった際に、地域制緑地制度である都立自然公園区域や近郊緑地保全区域では、開発の進行を抑えることはできませんでした。



都市公園などの公有地化された区域を中心に丘陵地の自然が残されている



《自然公園区域及びその周辺の市街化の状況（都立多摩丘陵自然公園）》

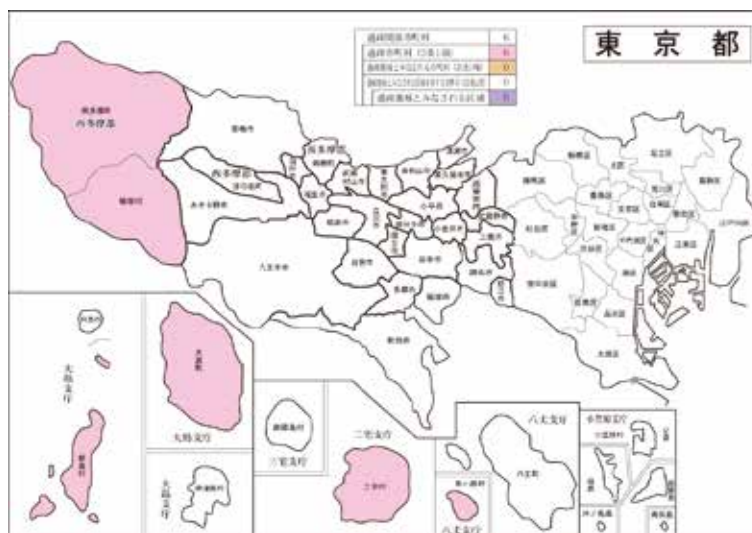
都立自然公園の区域における宅地化の状況について見ると、都立高尾陣場自然公園は、特別地域が3割を占め、開発に際し許可手続が必要となります。しかし、その他の都立自然公園は、全域が普通地域扱いとなっており、開発に際しても届出制度の適用にとどまるため、自然・風景地の担保性に限界が見られる状況です。

公園名	自然公園の面積 (ha)	特別地域 割合	自然公園内の 宅地の面積割合	
			①1965年	②2013年
都立滝山自然公園	661	0%	12%	27%
都立高尾陣場自然公園	4,403	30%	3%	6%
都立多摩丘陵自然公園	1,959	0%	18%	61%
都立狭山自然公園	775	0%	5%	13%
都立羽村草花丘陵自然公園	553	0%	14%	26%
都立秋川丘陵自然公園	1,335	0%	5%	14%

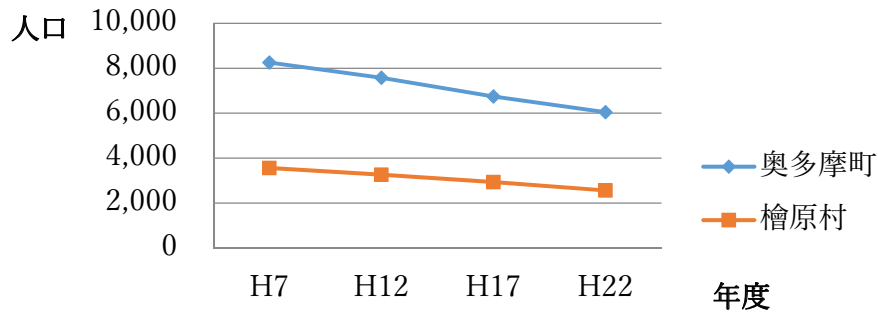
※地形図の読み取りにより作成
 ≪宅地面積の変化（都立自然公園）≫

【過疎化・高齢化】

自然公園の一部では人口の減少が見られ、過疎化等により、集落景観の危機といった課題も見られます。



≪東京都の過疎市町村≫
 出典：総務省ホームページ



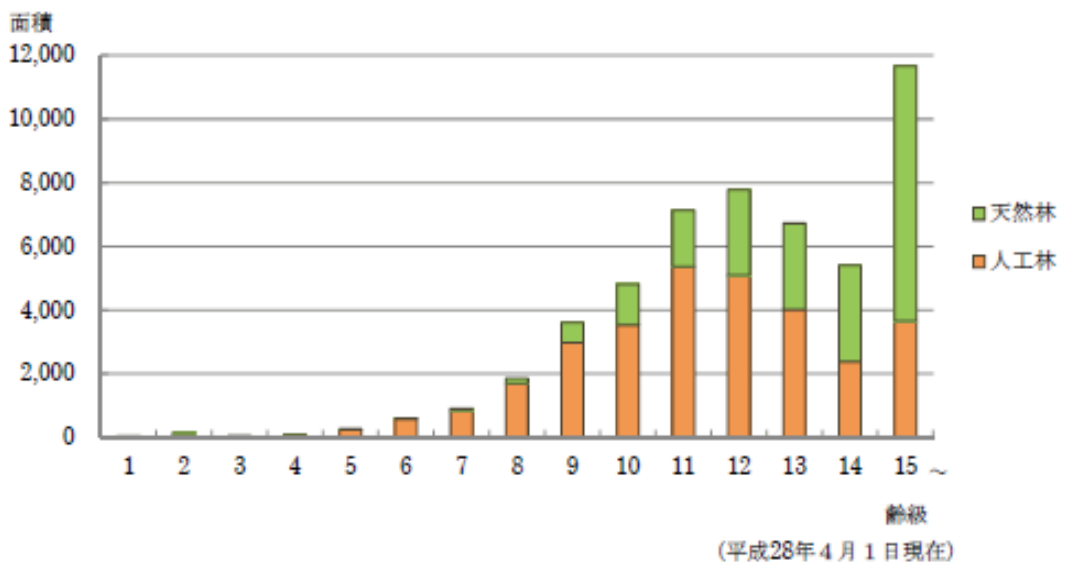
《奥多摩地域（奥多摩町、檜原村）の人口の推移》

※東京都の統計ホームページ（国勢調査結果）より作図



《山間集落景観》

さらに、木材利用のため伐採時期を迎えている森林が多くなっている一方、林業従事者の減少や高齢化も進み、森林環境の荒廃等も見られます。



※年齢とは森林の林齢を5か年でひとくくりにまとめたものである。

《多摩地域民有林の年齢別資源構成》

出典：東京都森林事務所ホームページ

【獣害】

多摩川北岸の自然林や自然性の高い草原、二次林ではニホンジカ(以下「シカ」といいます。)が高密度に生息したことにより、草本層や低木層の植物が採食され、植物の種組成に大きな変化が生じました。シカの分布の拡大に伴って、多摩川南岸などでも一部でシカの食害等による影響が深刻化しています。

また、近年は多摩地域ではツキノワグマの目撃情報も多く寄せられています。

農業被害に関しても、多摩地域ではニホンザルとシカによるワサビ、ニホンイノシシによるタケノコ等野菜の被害の増加が見られます。林業被害では、シカの食害により裸地化や植栽木への食害や樹皮剥ぎが見られています。

また、ツキノワグマによる樹皮剥ぎによる樹木の枯損も発生しています。



《増加しているシカ》



《シカの食害により樹皮を剥がされた樹木》

【その他】

さらに、一部地域におけるオーバーユースによる自然環境への負荷や希少種の盗掘なども問題となっています。



《高尾山の混雑状況》

また、こうした自然環境の状況について、国、大学、自治体、自然保護団体や愛好家等、多くの人々が見守っている状況にありながら、自然環境に関するデータについては、主体別・目的別に収集、利用されるにとどまり、自然公園区域全体の自然環境に関するデータの把握、集約や保存などが、一元的あるいは体系的に実施されていないことも大きな問題として挙げられます。

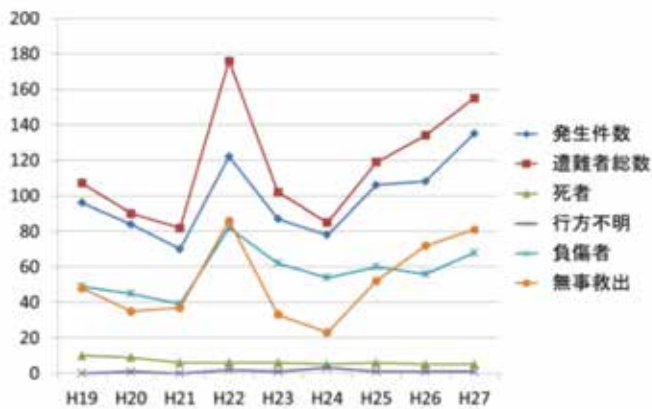
3.2 利用に関する課題

【利用者層・利用形態の多様化】

東京の自然公園の利用者数は増加傾向にあり、その年齢層も広がっています。それに伴い、山岳遭難件数は増加の傾向がみられ、特に登山を目的とした高年齢層の事故発生が多くなっています。

また、トレイルランニングやキャニオニング、環境学習など自然公園の利用形態の多様化に対する対応も求められています。

東京の自然公園の利用は、このような多様化傾向にあります。その詳細な利用実態については詳細には把握されていないのが現状です。



《山岳遭難事故要因》

原因	件数
道迷い	13
滑落	11
転倒等	6
発病	4

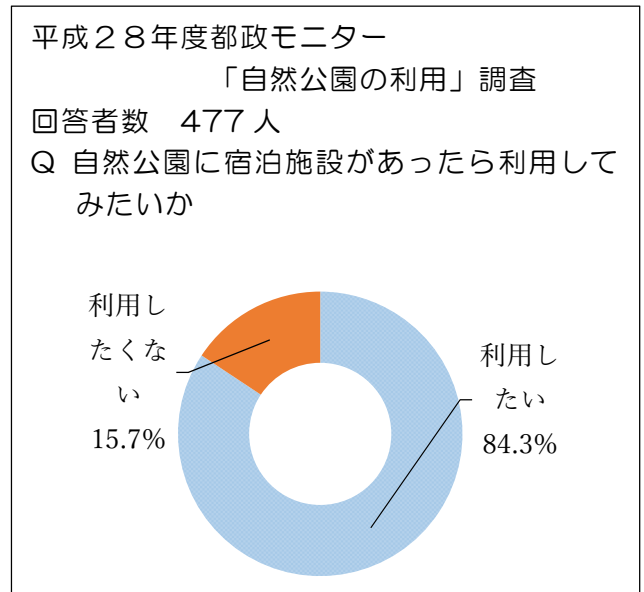
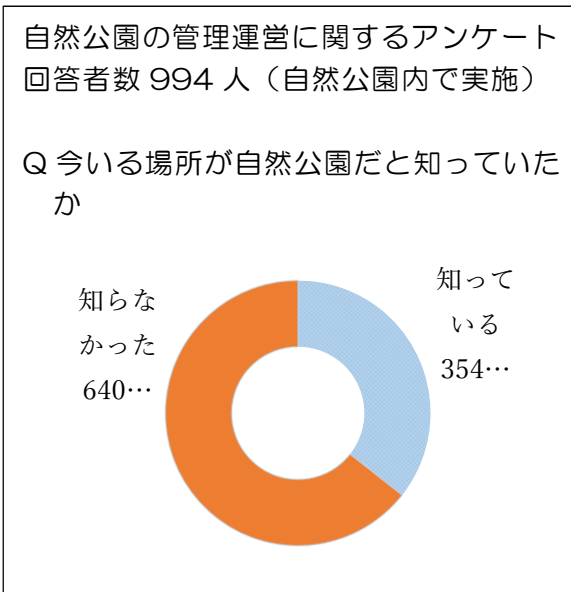
2015年（平成27年）
1月～12月
青梅警察署山岳救助隊

単位（件、人）
山岳遭難の概況（警察庁生活安全局地域課）
《東京都での事故（山岳遭難）の件数》

【認知度】

東京の自然公園は、都内の代表的な風景地のほとんどを網羅しているにもかかわらず、認知度が低い状況にあることから、施設の活用や情報の提供に、より一層の工夫が求められています。

例えば、東京の自然公園では、多くのNPO 法人等が環境教育活動等を実施しており、環境教育等への参加ニーズは高まっていますが、多くは気軽に参加できる日帰り型の利用が多く、滞在型の利用については進んでいません。



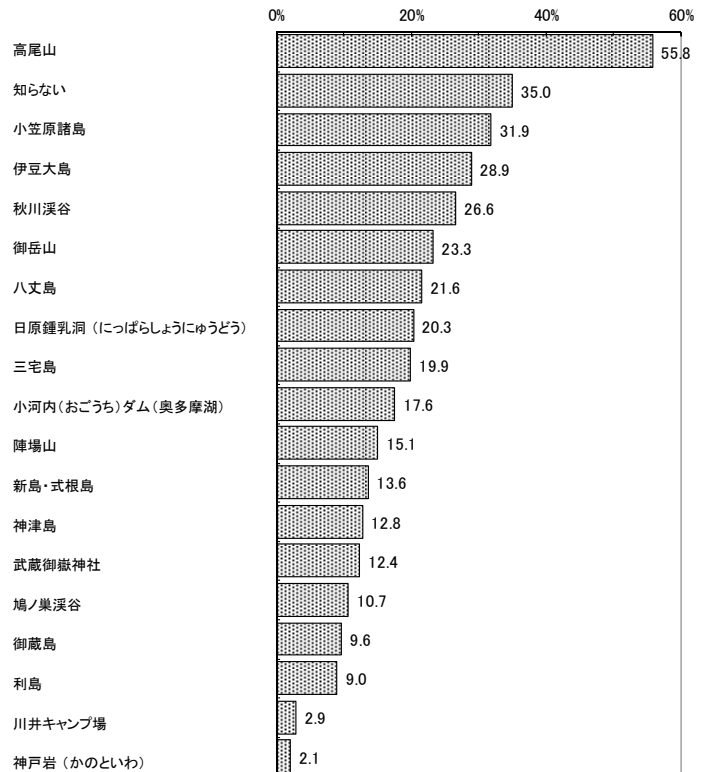
《自然公園に対する意識調査》



《ボランティアによる環境教育活動》

【自然公園の認知度調査】

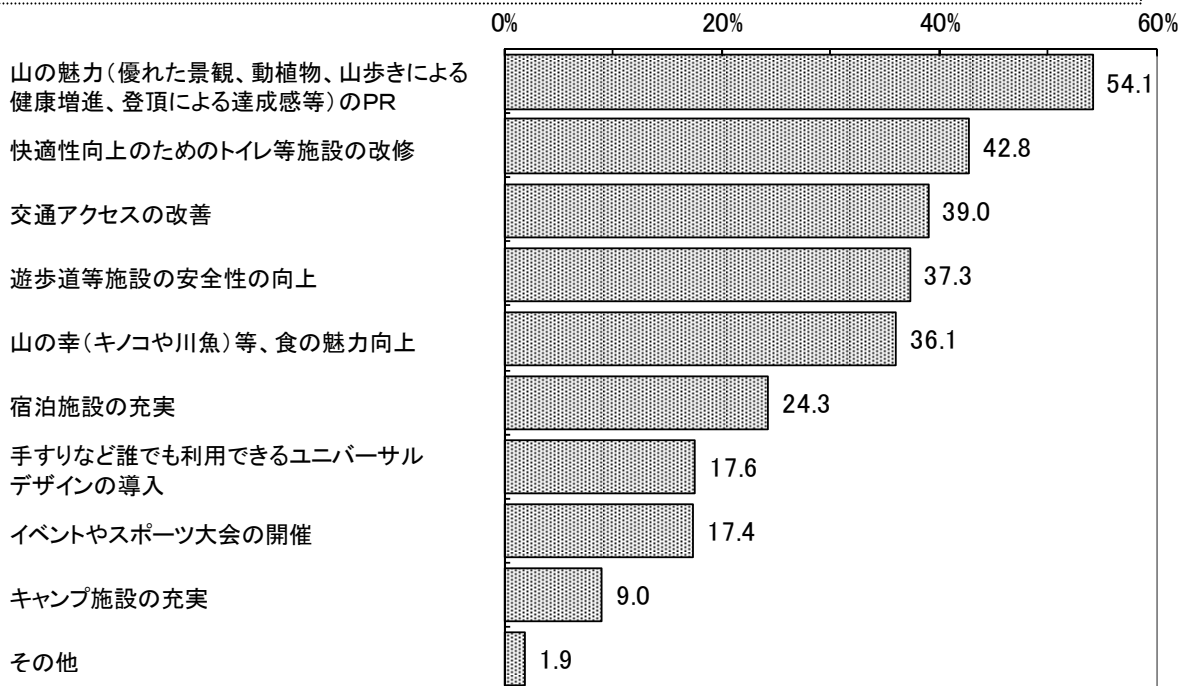
右記の場所は全て自然公園の区域内にありますが、そのことについて知っている所を全て選んでください。



《都政モニターアンケート》

【自然公園の利用促進】

東京の自然公園の主なエリアには、山岳地帯が多く含まれています。どのようにすれば、山岳地帯にある自然公園の利用者が増えると思いますか。次の中から3つまで選んでください。

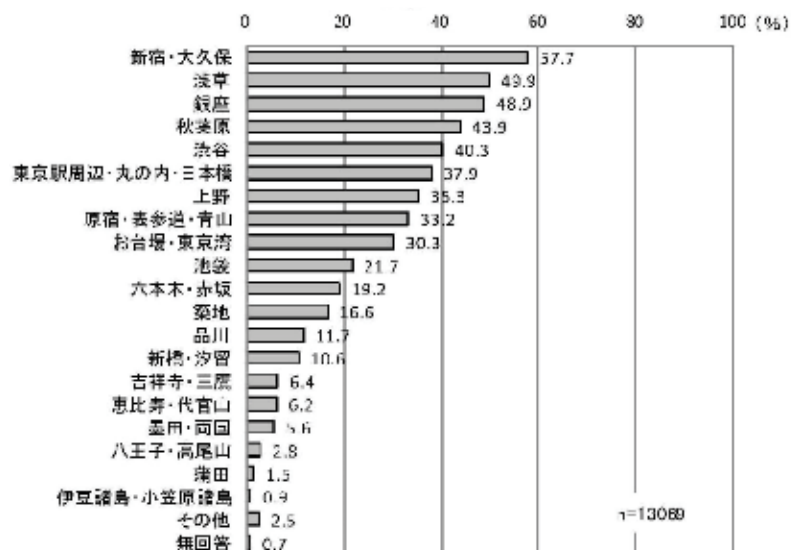


《都政モニターアンケート》

- **旅行者に勧めたい東京の観光エリア**
 - 第1位 浅草 54%
 - 第2位 島しょ地域（伊豆諸島・小笠原諸島） 33%
 - 第3位 銀座 26%
- **多摩の観光資源**
 - 第1位 登山やハイキング、森林浴などの山歩き 34%
 - 第2位 自然の中の観光スポット 29%
 - 第3位 温泉 8%
- **「行ってみたい」、「また行きたい」東京の島**
 - 第1位 小笠原諸島 80%
 - 第2位 八丈島 48%
 - 第3位 大島 38%

《東京の観光に関するアンケート》

出典：平成24年度都政モニターアンケート「東京の観光」



《外国人が行ったことのある観光スポット》

出典：平成27年度 国別外国人旅行者行動特性調査報告書（東京都）

このほか、火山の噴火など自然の脅威に関する周知なども求められています。



《火山の噴火》



《三宅島雄山の火口》

3.3 生物多様性に関する課題

生物多様性については、1992年（平成4年）に生物多様性条約が採択されて以降、各国で保全に対する取組が進んでおり、2010年（平成22年）に名古屋市で開催されたCOP10では、「生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）」が採択される等、国際社会の関心が高まっています。

国内においても、愛知目標の採択を受けて改訂された新国家戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」において、愛知目標の達成に向けたロードマップが提示されています。

このように生物多様性に関する社会的な関心や要請が高まっている中、自然公園に求められる役割も大きいと言えます。自然公園は、豊かな自然環境を有しており、様々な動物や植物の生息・生育の場としており、希少種の分布も集中していることから、ますますその重要度が高まっている状況となっています。

一方で、自然公園の一部、特に独自の生態系が成り立っている島しょ地域において、タイワンザル、クリハラリス、キョン（大島町）、シカ（新島村）、ノヤギ（八丈町及び小笠原村）、グリーンアノール（小笠原村）など、外来種の侵入・増加により、生態系への影響や固有種への被害が確認されている等の課題も見られます。



クリハラリス



ノヤギ

《課題となっている外来種による影響》

3.4 保護と利用のバランスの確保に関する課題

自然公園に関しては、環境省が「国立公園満喫プロジェクト」を実施しています。

ここでは2016年（平成28年）3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、外国人観光客の誘致強化等を行うことを目標としています。2016年（平成28年）7月には8つの国立公園が選定され、各公園でブランド化に向けた協議・検討等が進められています。

また、都では、観光を巡る急速な環境の変化に迅速かつ的確な対応を図るために、中長期的な視点に立ち、総合的かつ体系的な施策の展開を目指し、2017年（平成29年）1月、新たに「東京都観光産業振興実行プラン」を策定しました。

このプランでは、都内を訪れる旅行者が多摩や島しょの地域を訪れることが増えるよう、森林や海洋などの自然のほか、農林水産業を生かして外国人などの興味や関心の高い観光資源を生み出していくこととしています。

こうした動きも背景として、自然公園を抱える地域では、観光資源としての自然公園に期待が寄せられており、自然環境を適切に保全しながら利用を促進していく必要があります。

3.5 執行体制に関する課題

【事業執行・組織】

自然公園に関する事業については、2004年度（平成16年度）に行われた、いわゆる三位一体改革に伴い、国の関与が縮小されており、財政支援等は期待できない状況です。

自然公園施設整備費「自然公園の整備」における公共事業費
(国費ベース)の推移



《自然公園事業における国の支援》

【ボランティア】

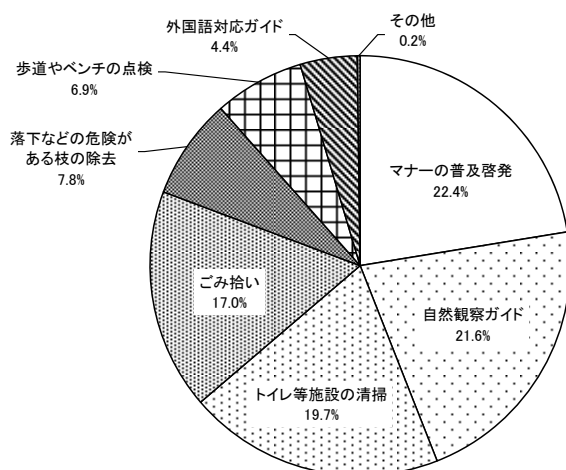
ボランティアの参加機運は高くなっています。自然公園ボランティアやサポートレンジャーなど、様々なボランティア活動が行われています。ボランティアとしての参加分野への関心は、自然観察ガイドやトイレ等の施設の清掃など多岐にわたっており、こうしたボランティアニーズへの対応も求められています。

【ボランティア】

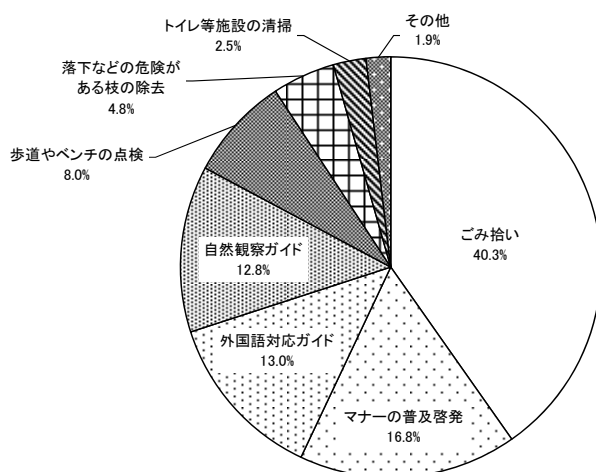
東京都の自然公園では、多くの方がボランティアとして活躍しています。最もボランティアにしてほしいことを1つ選んでください。また、どのような内容であれば、あなたはボランティアとして参加したいですか。最も参加したいことを1つ選んでください。

(回答者数=477)

① ボランティアに最もしてほしいこと



② あなたがボランティアとして最も参加したいこと



《都政モニターアンケート》